

平成28年度 税制改正の概要をお知らせします

税務課市民税係 ☎ 251134

平成28年度から
軽自動車税の税率が
変わります

税制改正に伴い、平成28年度より二輪車に係る税率が引き上げられます。また、三輪、四輪については平成27年4月1日以降に新規登録する車両から新税率が適用されます。

※軽自動車税は、その年の4月1日時点の所有者に課される税金です。4月2日以後に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を全額納めていただくこととなります。廃棄、譲渡などにより、すでに車両をお持ちでない場合は、お早めに廃車手続きをすべくください。



原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車

既に登録されている車両も含めて全車両に対して平成28年度から新税率が適用されます。

原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の税率表

車種区分		現在の税率 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度以降)
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	1,000円	2,000円
	総排気量 50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	総排気量 90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	総排気量 ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車（軽二輪）	総排気量 125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量 250cc超	4,000円	6,000円

三輪、四輪以上の軽自動車

新車として新規登録された年月により、従来の税率、新税率、重課税率（平成28年度から適用）のいずれかの税率になります。

新税率

平成27年4月1日以降に新車として新規登録を受ける車両から適用されます。

重課税率

三輪以上の軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規登録から13年を経過した車両に対して翌年度から課される税率で、平成28年度から適用されます。（電気自動車などを除く）

※最初の新規登録とは自動車検査証に記載されている「初年度検査年月」のことです。

グリーン化特例

平成27年度以降に新規取得した軽四輪について、燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）が適用されることとなります。

なお、特例の適用は平成28年度のみとなります。



軽三輪、軽四輪の税率表

車種区分		平成27年3月31日以前に新規登録された車両 (従来の税率を適用)	平成27年4月1日以降に新規登録する車両 (平成27年度から適用)	新規登録から13年を経過した車両 (平成28年度から適用)
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		家用	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		家用	4,000円	5,000円

グリーン化特例税率表 (軽三輪、軽四輪)

車種区分			税 率 (年税額)			
			①	②	③	
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	四輪以上	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円

<適用条件>

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪の軽自動車（新車に限る）で、次の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成28年度）分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。

- ①電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）
 - ②乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
 - ③乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※②、③については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限りです。
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」による寄附金税額控除の適用について

確定申告を行う必要がない給与所得者などが平成27年4月1日以降にふるさと納税を行う際、ワンストップ特例制度の申請をすると、寄附先の市区町村などが寄附者に代わって住所地の市区町村へ通知を行うことで、確定申告などを行うことなく寄附金控除の適用が受けられます。控除金額は、所得税の控除相当額を含めて翌年度の市県民税から控除されます。

利用できるかた
次の条件をすべて満たしているかたが対象となります。
・確定申告などを行う必要のない給与所得などがあるかた
・5団体以下の都道府県または市区町村に寄附を行ったかた
・平成27年1月～3月の間に都道府県または市区町村に寄附をしていないかた

※特例の申請を行っていてもこれに該当されないかたや医療費控除などの申告をされるかたは、この特例は適用されませんので確定申告で寄附金控除の申告をしてください。

ふるさと納税の控除限度額が引き上げられます

平成27年1月1日以降に寄附を行った分について、市県民税の特例控除額の上限が所得割額の1割から2割に引き上げられます。

市県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用対象期間の延長

市県民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期間が、平成31年6月30日まで延長されます。

取り壊し家屋の届出を

税務課固定資産税係 ☎ 1133

固定資産税は、その年の1月1日現在に土地・家屋・償却資産を所有しているかたに課税されます。

12月31日までに家屋を取り壊されたかたは、早めに届け出をお願いします。なお、法務局で滅失登記をされたかたは除きます。

くわしくは、税務課固定資産税係へ問い合わせてください。

税務署から電話相談の窓口のお知らせ
「電話相談センター」の利用案内

電話相談の窓口

①伊勢税務署 (☎0596(28)3191) へ電話を掛けてください。

②自動音声によりご案内しますので、**1**を押してください。
(案内の途中でも押すことができます。)

③自動音声に従って、相談したい内容の番号を選択してください。

受付時間：8:30～17:00（土日祝日、年末年始を除く）